

2020年4月30日

逗子市

(仮称) 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び (仮称) 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金を交付します

神奈川県緊急事態措置の協力要請に応じて休業又は営業時間の短縮をした事業者に対し、負担軽減と事業継続のため、市独自の協力金を上乘せして交付します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上等が減少した中小企業者及び個人事業者（デザイナーやインストラクターなどを含む）に対し、事業継続を支援するため応援給付金を交付します。

名称	(仮称) 逗子市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	(仮称) 逗子市中小企業者等事業継続応援給付金
交付対象事業者	神奈川県の協力要請に応じた事業者	市内に事業所を有する中小企業者及び市内に住所を有する個人事業者（デザイナーやインストラクターなどを含む）
交付金額	20万円	10万円
申請期間	5月下旬から8月31日（月）まで	
申請条件	神奈川県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付要件を満たし、申請している者	次のいずれかに該当する者 ①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（セーフティネット保証4号）を受けた者 ②日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた者 ③中小企業庁の持続化給付金の支給を受けた者 ④売上高等が、前年対比で20%以上減少した者
予算額（予定）	80,000千円	120,000千円

※市議会第2回臨時会での補正予算の議決後に正式決定となります。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・大野

電話：046-873-1111 内線280・281